



栃木県公報

平成25年
3月15日(金)
号外
第17号

目次

人事委員会

○平成25年度栃木県警察官採用試験〔大学卒業者〕（第1回）及び栃木県警察官採用試験〔高校卒業者等〕（第1回）の実施…………… 1

人事委員会

○平成25年度栃木県警察官採用試験〔大学卒業者〕（第1回）及び栃木県警察官採用試験〔高校卒業者等〕（第1回）の実施

平成25年度栃木県警察官採用試験〔大学卒業者〕（第1回）及び栃木県警察官採用試験〔高校卒業者等〕（第1回）を次のとおり実施するので、競争試験の実施及び任用候補者名簿に関する規則（昭和61年栃木県人事委員会規則第11号）第6条第1項の規定により公告する。

平成25年3月15日

栃木県人事委員会委員長 平 間 幸 男

平成25年度栃木県警察官採用試験〔大学卒業者〕（第1回）及び栃木県警察官採用試験〔高校卒業者等〕（第1回）を次のとおり行います。

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員
大学卒業者（男性）	110名程度
大学卒業者（女性）	10名程度
高校卒業者等（男性）	25名程度
高校卒業者等（女性）	1～2名

2 受験資格

試験区分	年齢・性別	学 歴 等
大学卒業者（男性）	昭和55年4月2日以降に生まれた男性	(1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者及び平成26年3月31日までに卒業見込みの者 (2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者（別表参照）
大学卒業者（女性）	昭和55年4月2日以降に生まれた女性	
高校卒業者等（男性）	昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた男性	上記以外の者
高校卒業者等（女性）	昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた女性	

次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 栃木県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、場所及び合格者発表

区分	日 時		場 所	合格者発表 ※3
第 一 次 試 験	大学卒業者	平成25年5月12日（日） 受 付 8：50～9：25 説 明 9：30～10：00 教養試験 10：00～12：30 作文試験 13：30～14：30	大学卒業者（男性） 高校卒業者等（男性） 宇都宮市若草2－ 3－76 栃木県警察学校	5月21日（火）（予定） に県庁屋外掲示場に受験番号を掲示して発表するほか、合格者に通知します。
	高校卒業者等	受 付 8：50～9：25 説 明 9：30～10：00 教養試験 10：00～12：00 作文試験 13：30～14：30	大学卒業者（女性） 高校卒業者等（女性） 宇都宮市若草2－ 2－46 栃木県立宇都宮中央 女子高等学校	
第 二 次 試 験	身体・体力 ・適性検査	5月30日（木）又は5月 31日（金） ※1	栃木県警察学校	最終合格者は、7月30日 （火）（予定）に県庁屋外 掲示場に受験番号を掲示し て発表するほか、2次試験 受験者に合否を通知します。
	口述試験	7月1日（月）～7月12 日（金）のいずれか1日 （土・日除く。） ※2		

※1 具体的な日時等は、第1次合格通知でお知らせします。

※2 具体的な日時等は、身体・体力・適性検査日にお知らせします。

※3 合格者の受験番号は、栃木県人事委員会のホームページ（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/top.html>）及びモバイル版ホームページ（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/m/saiyou/>）にも掲載します。

4 試験の種目、配点及び内容

区分	種目(配点)	内 容
第 一 次 試 験	教養試験 (100点)	警察官として必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。（大学卒業者150分、高校卒業者等120分） 試験の程度は、大学卒業者は大学卒業程度、高校卒業者等は高校卒業程度で、出題分野は次のとおりです。（50題出題） 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解（英文を含む。）、判断推理、数的推理、資料解釈
	作文試験 (50点)	警察官として必要な表現力等について、記述式による試験を行います。（60分：800字程度） 作文試験は、第1次試験日に実施しますが、採点は第2次試験で行いますので、第1次試験合格者の作文についてのみ採点します。また、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合は、試験を棄権したものとみなします。
	身体検査	身体検査については、次の基準により検査します。

(一)	性 別	男 性	女 性
	身 長	おおむね160cm以上	おおむね155cm以上
	体 重	おおむね47kg以上	おおむね45kg以上
	胸 囲	おおむね78cm以上	—
	視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上	
	色 覚	職務遂行に支障がないこと。(※詳細については、お問い合わせください。)	
	その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。 血液検査(肝機能・血糖・梅毒)及び尿検査(糖尿・たん ^{たん} 蛋白・肝機能・腎機能)も行います。	
体力検査 (一)	体力検査については、次の方法により検査します。 前後左右跳び、その場駆け足、腕立伏せ、上体起こし等		
適性検査 (一)	警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて検査します。		
口述試験 (350点)	(集団面接50点) (個別面接300点)	主として人物について、集団面接(1グループ約30分)及び個別面接(1人約25分)による試験を行います。	
資格加点 (30点)	別欄「○資格加点について」に掲げる資格を有する者について、一定点を加点します。		
資格調査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。		

(備考)

- (1) 第1次試験の総合得点には合格基準を定めており、この基準に達しない場合は不合格となります。
- (2) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定しますが、個別面接試験には合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。また、身体検査の基準に達しない場合も、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。
- (3) スポーツで、全国規模で行われる大会への出場経歴がある場合、第2次試験の個別面接試験の際に評価要素とします。(詳細は、第1次合格通知でお知らせします。)
- (4) 試験問題(教養試験)の一部例題を公表しています。例題の数は各試験区分共通で3題です。例題は、栃木県人事委員会のホームページ又は県民プラザ(県庁本館2階)においてご覧になれます。

○資格加点について

- (1) ア～キの区分において、次に掲げる資格に対して、第2次試験で点数を加点します。
- (2) 1つの区分について1つの資格が申請でき、複数の区分の資格を持っている場合は、3つの区分まで申請できます。
- (3) 申請できる資格は、第1次試験日までに当該資格取得済みのものに限りします。
- (4) 申請方法の詳細は、第1次合格通知でお知らせします。
- (5) 配点は各区分10点です。

区 分	資 格
ア 英 語	(7) 実用英語技能検定(英検) 2級以上

	(イ) TOEIC 470点以上 (ロ) TOEFL <PBT>460点以上、<CBT>140点以上、<iBT>48点以上 (ハ) 国際連合公用語英語検定（国連英検）C級以上
イ 中国語	(ア) 中国語検定 3級以上 (イ) 漢語水平考試 4級以上 (ロ) 中国語コミュニケーション能力検定（TECC） 400点以上
ウ 韓国語	(ア) ハングル能力検定 準2級以上 (イ) 韓国語能力試験 4級以上
エ 財務	日商簿記検定 2級以上
オ 情報	情報処理技術者試験（国家試験）に合格した者
カ 柔道	初段以上（講道館認定に限る。）
キ 剣道	初段以上（全日本剣道連盟認定に限る。）

5 合格から採用まで

(1) 試験区分〔大学卒業者〕の最終合格者の採用予定日は次のとおりです。

区 分	採用予定日
大学を卒業している男性・女性	平成25年10月1日又は平成26年4月1日
大学卒業見込みの男性・女性	平成26年4月1日

なお、大学卒業見込みの方で、平成26年3月31日までに卒業できなかった場合は採用されません。

(2) 試験区分〔高校卒業者等〕の最終合格者の採用予定日は、男性は平成25年10月1日、女性は同年10月1日又は平成26年4月1日です。

(3) 採用決定後は巡査に任命され、栃木県警察学校に入校し、初任科生として一定期間の初任教養を受けた後、県内の各警察署（交番）に配属されます。

6 給与及び待遇

(1) 給料及び諸手当

平成25年4月1日現在における初任給（給料）は大学卒で204,500円、短大卒で187,500円、高校卒で172,000円ですが、官公庁、会社等に勤務した経験のある者は一定の基準により加算されます。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの条件によって支給されます。

(2) 被服

被服は、制服のほか、靴、靴下、手袋等が現品で支給されます。

(3) 住宅

警察学校や各警察署には、職員住宅、独身寮があります。

(4) 医療

地方公務員等共済組合法により、本人・家族とも病気にかかったときは3割（義務教育就学前の場合は2割）負担で治療が受けられます。警察本部には保健室があり、常勤の保健師が健康相談に応じています。

7 受験手続

申込方法によって受付期間が異なるので注意してください。

試験案内・申込書・受験票は、栃木県内の各警察署、交番、駐在所、県庁総合案内、県民プラザ、各地方合同庁舎内の県民相談室、とちぎジョブモール及び栃木県東京事務所でも配布しているほか、栃木県人事委員会のホームページからダウンロードできます。

(1) 郵送・持参による場合

<p>申込先 申込方法</p>	<p>所定の申込書及び受験票に必要事項を記入し、次のところまで郵送又は持参してください。 栃木県警察本部警務課 〒320-8510 宇都宮市埜田1-1-20 フリーダイヤル 0120-48-6106 電話 028-621-0110 (内線2652) 及び県内の各警察署、交番、駐在所</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察本部警務課に直接持参する場合を除き、受験票に、宛先を明記し、50円切手を貼ってください。様式をダウンロードして使用する場合は、A4サイズの用紙に印刷し、受験票を切り離して郵便はがきに貼ってください。 申込みの時には受験票に写真を貼らず、第1次試験当日に貼って持参してください。 郵送の際は、封筒の表に「警察官試験受験申込」と朱書きし、裏には住所及び氏名を必ず書いてください。 <p>なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねますので、簡易書留郵便等の確実な方法によりお申し込みください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込書の受付終了後、受験票が返送されます。 受験票が到着しないときは、4月30日(火)までに警察本部警務課まで電話で照会してください。
<p>受付期間</p>	<p>(郵送) 3月15日(金)～4月19日(金)(消印有効) (持参) 3月15日(金)～4月19日(金) 8時30分～17時15分</p>

(2) インターネット(電子申請)による場合

<p>申込先 申込方法</p>	<p>栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「インターネット申込み」をよく読んでからお申し込みください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子申請による申込み後、10分以内に「到達のお知らせ」が電子メールで送信されます。 申込みの受付終了後、「結果通知発行のお知らせ」が電子メールで送信されます。(申請から3日以内(土日・祝日は含まない。)) 受験票を各自でA4サイズの用紙に印刷し、署名及び写真を貼り、はがき大の厚紙に貼って第1次試験当日に持参してください。 「結果通知発行のお知らせ」が届かず、受験票を作成できないときは、4月16日(火)までに警察本部警務課まで電話で照会してください。 パソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。 使用するパソコンや通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので御了承ください。
<p>受付期間</p>	<p>3月15日(金) 8時30分～4月11日(木) 17時15分(受信有効) 手続に時間のかかる場合がありますので、余裕を持って早めに申込み手続を行ってください。 電子申請システムの定期・臨時の保守のため、受付期間でも申込みができない場合があります。定期保守は毎月第二水曜22:30～翌8:00、毎週金曜3:00～3:30です。</p>

8 試験結果の簡易開示

試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が顔写真付き身分証明書(運転免許証、学生証等)を持参の上、土・日を除く8時30分から17時15分の間に人事委員会事務局においでください。電話、はがき等による開示請求はできません。(棄権者は開示請求できません。)

開示請求できる人	開示期間	開示する内容	開示場所
第1次試験不合格者	第1次合格者発表の日から1か月間	種目別得点、総合得点及び総合順位	人事委員会事務局 (土・日を除く 8:30～17:15)
第2次試験受験者	最終合格者発表の日から1か月間		

〔別表〕

※ 「2 受験資格 学歴等」の「(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者」については下記の1～9のとおりです。

1	短期大学、高等専門学校を卒業した者等で、独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
2	防衛大学校、防衛医科大学校、独立行政法人水産大学校、海上保安大学校、職業能力開発総合大学校の長期課程、気象大学校の学部又は国立看護大学校を卒業又は修了した者及び平成26年3月31日までに卒業又は修了する見込みの者
3	外国において学校教育における16年以上の課程を修了した者及び平成26年3月31日までに修了する見込みの者
4	外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年以上の課程を修了した者及び平成26年3月31日までに修了する見込みの者
5	我が国において、外国の大学の課程（当該外国の学校教育における16年以上の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成26年3月31日までに修了する見込みの者
6	専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び平成26年3月31日までに修了する見込みの者
7	大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、平成4年4月1日以前（医学等を履修する博士課程への入学については平成2年4月1日以前）に生まれた者
8	学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学したことがある者
9	教育職員免許法による小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者で平成4年4月1日以前に生まれた者